

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第1節 水環境等の保全

2. 水質汚濁の防止対策

(4) 農業集落排水施設の整備

(1) 事業目的

農業集落排水施設※1は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村の生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設の整備又は改築を行い、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的としています。

また、処理水は農業用水として反復利用され、汚泥は農地への還元利用することが可能であり、循環型社会の形成につながるものです。

(2) 取組状況

令和元年度末現在の本県の汚水処理施設の普及率は、81.3%となっており、うち12.5%は、農業集落排水事業で実施しました。

昭和56年度に着手して以来、令和元年度までに、16市町（旧44市町村）148地区（153処理区）において事業を実施しています。

※1. 農業集落排水施設

農業集落において農業用排水の水質保全等を目的として、し尿や生活雑排水等を処理する施設のことで、概ね千人以下の規模で事業が実施されます。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
農村整備課	0852-22-5143